働く お手伝いをします

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターによる支援

支援センターでは、再就職、転職、能力開発（職業訓練）、講習会など、
就業に関する相談や情報提供を行っています。就業支援員や自立支援プログラム策定員がサポートします。

所在地　近江八幡市鷹飼町80-4（滋賀県男女共同参画センター滋賀マザーズジョブステーション内）
●JRびわこ線 近江八幡駅南口より約500m（約10分）

電話　0748-37-5088　FAX　0748-37-5488

相談時間　9:00～17:00（受付は16:00まで）
※月曜日、祝休日の翌日、GW、お盆、年末年始、施設点検日は休み。

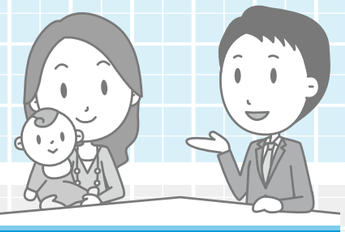

就業相談（電話・面接相談・オンライン相談）

就職活動に関する不安や就労に伴う悩み、困りごとなどを一緒に考えサポートします。
児童扶養手当受給者等に対し、個別に面談し本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等つにいて状況の把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定します。

出張相談
【場所】**滋賀マザーズジョブステーション草津駅前**（草津市大路1-1-1 ガーデンシティ草津3階）
【日時】**毎週火曜日、10:00～16:00 受付は15:00まで**

就業情報提供

ハローワークで受け付けられた新着求人情報を提供しています。センターに求職の登録をしていただいた方には、講習会などの案内やセンターだよりを送付します。
なお、マザーズジョブステーション内のハローワークで求人登録された方は、紹介状の交付も受けられます。

就業支援講習会

2021年度は、以下の講習会が開催されます。受講料は無料。（テキスト代・問題集は自己負担）
応募者多数の場合は抽選となります。（先着順ではありません。募集期間はセンターに問い合わせて下さい）

【開催時間】**5時間／日　9:30～15:30**
【会場】**滋賀県男女共同参画センター講習室** ※6か月児～未就学児童　無料保育利用可

簿記初級＆エクセル初級講座
《日程》
5/22, 29,
6/5, 12, 19, 26,
7/3, 10, 17, 24, 31,
8/21, 28,
9/4, 11（15日間）
《簿記検定試験》8/7
《定員》12名

パソコン講座
エクセル
コンピューターサービス
技能評価試験表計算部門
3級取得コース
《日程》
10/9, 16, 23, 30
11/6, 13, 20（7日間）
《検定試験》11/27
《定員》12名

パソコン講座
ワードとパワーポイント
《日程》
令和4年
1/29, 2/5, 19, 26,
3/5, 12, 19（7日間）
《定員》12名

養育費確保に係る支援について

養育費とは

子どもにとって、両親の離婚はとても大きな出来事です。子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、離婚をする際に親としてあらかじめ話し合っておくべきことの一つに「養育費」があります。養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。

離婚により親権者でなくなった親であっても、子どもに対して自分と同じ水準の生活が出来るようにする義務があります。

養育費に関する取り決めが大切です

離婚後であっても、この義務はなくなりませんので、子の健やかな成長のため養育費の負担について話し合いを行いましょう。負担に関する取り決めを行う際には、養育費の支払いがスムーズに行われるように、金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決め、書面に残すようにしましょう。

養育費の取り決めを公正証書(執行証書)や家事調停または家事審判等によって決められた場合には、これらの文書(債務名義)を用いて、相手の財産を差し押さえるなどして養育費を回収する手続き(強制執行)を利用することができます。

債務名義（公正証書等）が必要です

債務名義がない場合には、改めて、公正証書を作成するか、家庭裁判所に家事調停等の申立てを行う必要があります。

養育費確保に関する支援について

養育費の取り決め等について、県および各市町が相談・支援を行っています。なお、支援内容は市町により異なりますので、詳細はお住まいの市町にお問い合わせください。

養育費の支払いを決めずに離婚した。養育費を取り決めたいがどうしたらよいかわからない。
未払い養育費を何とか取り立てたい。

▶ **弁護士、司法書士等による法律相談を行っています。**
まずは、下記のセンターに連絡(無料)してください。

① 養育費等相談支援センター	03-3980-4108／0120-965-419
② 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター	0748-37-5088
③ 滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801

養育費が確実に支払われるようにしたい

▶ **公正証書等を作成する経費の一部を補助しています。**
※お住まいの市町に確認ください。

養育費が今後もきちんと支払われるか心配

▶ **第三者(保証会社)を介した養育費を受け取る枠組みを整えることを目的に保証会社と保証契約を締結した場合、本人が負担した経費の一部を補助しています。**
※お住まいの市町に確認ください。